

**赤ちゃんが生まれる時の手続きについて教えてください。**

Q. 妊娠しました。赤ちゃんが生まれると、お金をもらえると聞きました。どうしたらいいですか。赤ちゃんの在留資格はどうなりますか。

A. まず、病院に行って妊娠証明書もらい、保健センターで母子健康手帳を発行してもらいます。母子健康手帳が発行されると、出産育児についてのさまざまなサービスを受けることができます。

赤ちゃんが生まれる時に給付されるのは「出産育児一時金」です。出産予定の医療機関に申請します。

赤ちゃんが生まれたら、病院から出生証明書を受け取り、赤ちゃんが生まれてから14日以内に市町村役場に出生届を提出します。

また、30日以内に出入国在留管理局に在留資格取得許可を申請します。必要な書類は、①在留資格取得許可申請書、②質問書、③出生届受理証明書、④赤ちゃんの名前の入った世帯全員の住民票、⑤赤ちゃんのパスポート、⑥親の住民税の課税証明書と納税証明書、⑦親の在職証明書、⑧親の在留カードとパスポート、(⑨身元保証書)。赤ちゃんの在留資格は親の在留資格によって異なります。詳しいことは出入国在留管理局(0570-013-904)で確認してください。

そして、親の国籍のある国に出生を登録します。日本は血統主義なので、日本で生まれても「日本人」の国籍は与えられません。親の本国に届け出て国籍を取得しましょう。

■ 名古屋市港区子育てチャート（英語、中国語、韓国語ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、ウルドゥー語、タイ語）

<妊娠から出産まで>

<https://www.city.nagoya.jp/minato/page/0000136318.html>

<出産後>

<https://www.city.nagoya.jp/es/minato/page/0000136327.html>

■ 名古屋市千種区子育て応援ガイド（英語、中国語、ベトナム語、ネパール語）

<https://www.city.nagoya.jp/chikusa/page/0000140247.html>

■ 公益財団法人かながわ国際交流財団 外国人のための子育て支援サイト

神奈川県が運営しているウェブサイトです。赤ちゃんが生まれたらどうすればよいか、多言語でわかりやすく紹介されています。

[https://www.kifjp.org/child/threeprocedure\\_jpn](https://www.kifjp.org/child/threeprocedure_jpn)